

工 事 仕 様 書

工事名：弘前労働基準監督署 シャワー室ほか改修工事

品 名	規格	数量	単位
(1)建築工事			
床モルタル仕上げ	厚さ≒60ミリ	1.4	㎡
床長尺シート張り		1.4	㎡
ソフト巾木取付	H=60	4.2	m
壁一部モルタル仕上げ		2.0	㎡
同上壁塗装		2.0	㎡
天井塗装塗替え		1.4	㎡
既存配管塗装		3.8	m
木製フラッシュ引違戸（シリンダー錠付）	W1740×H1810	1.0	ヶ所
同上加工取付費		1.0	ヶ所
キーレックス電気錠（鍵無し）取付	バックセット60ミリ、ドア厚さ40ミリ	1.0	台
廊下床コン打設		1.0	式
廊下床長尺シート復旧	≒1m×1m	1.0	式
既存ふすま撤去処分費		1.0	式
養生費		1.0	式
産廃処分費		1.0	式
(2)給排水衛生設備工事			
腰掛式便器	CS232B+SH233BN 寒冷地用 手洗付タンク	1.0	台
音姫付ウォシュレット	TCF5514	1.0	台
棚付2連紙巻器	YH650	1.0	台
器具取付費		1.0	式
給水配管工事		1.0	式
同上保温工事		1.0	式
排水配管工事		1.0	式
床はつり補修		1.0	式
コア抜き	150φ	2.0	ヶ所
消耗品雑材		1.0	式
工具損料及び交通運搬費		1.0	式
(3)電気設備工事			
電線・ケーブル	VVF 1.6-3C	4.0	m
プラモール	2号	4.0	本
モールボックス	1ヶ用	1.0	個
埋め込みコンセント	2P15A×2+ET P共	1.0	組
消耗品雑材		1.0	式
工事費		1.0	式
天井照明器具取替	LED	1.0	台
(3)諸経費		1.0	式
(4)法定福利費		1.0	式

弘前労働基準監督署 シャワー室改修工事

1. 業 務 名 弘前労働基準監督署 シャワー室改修ほか工事
2. 工事場所 弘前市南富田町 5 - 1
3. 履行期間 契約締結日から令和 8 年 1 月 3 0 日まで
4. 主要用途 事務庁舎

5. 工事概要

弘前労働基準監督署庁舎内において、女性用トイレの個室が不足していることから、現在使われていないシャワー室を女性用トイレへ改修するための工事を実施するもの。

また、その他スペースに設置されているふすまの撤去、それに伴う新規木製戸の設置や、その他の戸へキーレックス錠を取り付ける工事も併せて実施するもの。

(1) 工事内容

- ◆シャワー室内の内装改修に係る建築工事（床壁モルタル仕上げ、壁・天井・既存配管等の塗装 等）
- ◆シャワー室外のいくつかの戸の設置作業（それに伴う既存ふすまの撤去）
- ◆シャワー室外の戸へ錠の取付作業（キーレックス錠）
- ◆腰掛式便器・付帯品の取付作業
- ◆給水配管・排水配管等、便器の設置に係る給排水設備工事
- ◆便器設置に伴う電気設備工事
- ◆産廃運搬処分
- ◆その他付随する諸作業

(2) 作業日時

- ◆作業時間は午前 9 時から午後 5 時までの間とし、事前に発注者及び現地担当者と受注者が協議の上決定するものとし、通常業務に支障がないように実施すること。
- ◆原則として土日祝日、閉庁日は作業しないこと。ただし、施設の使用に影響がある場合で監督職員の承諾を得た場合はこの限りではない。

6. 調達物品（予定）

- ◆TOTO ピュアレスト QR（組み合わせ便器） 1 台
品番：CS232B #NW1（床置床排水大便器）
+SH233BA #NW1（手洗付き密結タンク）
寒冷地用 手洗付タンク

◆TOTO

品番：YH650 #NW1（棚付二連紙巻器） 1 台

◆TOTO ウォシュレット PS（擬音装置「音姫」付き） 1 台

品番：TCF5514 ウォシュレット PS＋乾電池リモコン（PS1 タイプ）

便器洗浄無し 腰掛便器全般対応可能

7. 共通仕様

設計図書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）」による。

8. 一般共通事項

（1）官公庁その他への届出手続き

（ア）工事に必要となる官公庁への届出申請手続きは、発注者の代理人として受託者が行うこと。

（イ）諸手続きを行う際には、その内容についてあらかじめ監督職員に報告すること。

（2）一般的事項

（ア）工事施工中に疑義が生じた場合は、監督職員に報告の上、指示に従うこと。

（イ）受託者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認及び調整をしながら工事を円滑に進めること。

（ウ）受注者の責めに帰すべき理由により、建物や設備等を破損等させた場合は速やかに監督職員又は発注者の指示に従って原状回復しなければならない。

（エ）工事により生じる廃棄物については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理を行うこと。

（オ）本設備運用開始後の障害対応や保守点検が容易に行えるよう施工すること。

（カ）その他関係法令の定めにより適正に処理すること。

（3）写真撮影

（ア）工事写真撮影については、国土交通省大臣官房官庁営繕部「営繕工事写真撮影要領（令和5年版）」に基づき撮影及び整理すること。

（イ）着工前、着工中、工事完了後を撮影すること。

9. 施工計画書及び工事記録

（1）受託者は工事に着工するときは、次の書類を「支出負担行為担当官青森労働局総務部長」あて提出し、その承認を受けなければならない。また、監督職員より必要となるその他の書類を求められた場合は提出すること。

- ・工事工程表（着工前、契約締結後14日以内）
- ・工事着工届
- ・施工計画書
- ・施工体系図
- ・現場代理人届及び経歴書、主任技術者等届及び経歴書

（2）工事工程表の内容を変更する必要がある場合は、監督職員と協議を行い、適

切な措置を講ずること。

(3) 監督職員の指示した事項及び協議した結果について、記録を整備すること。

10. 成果物

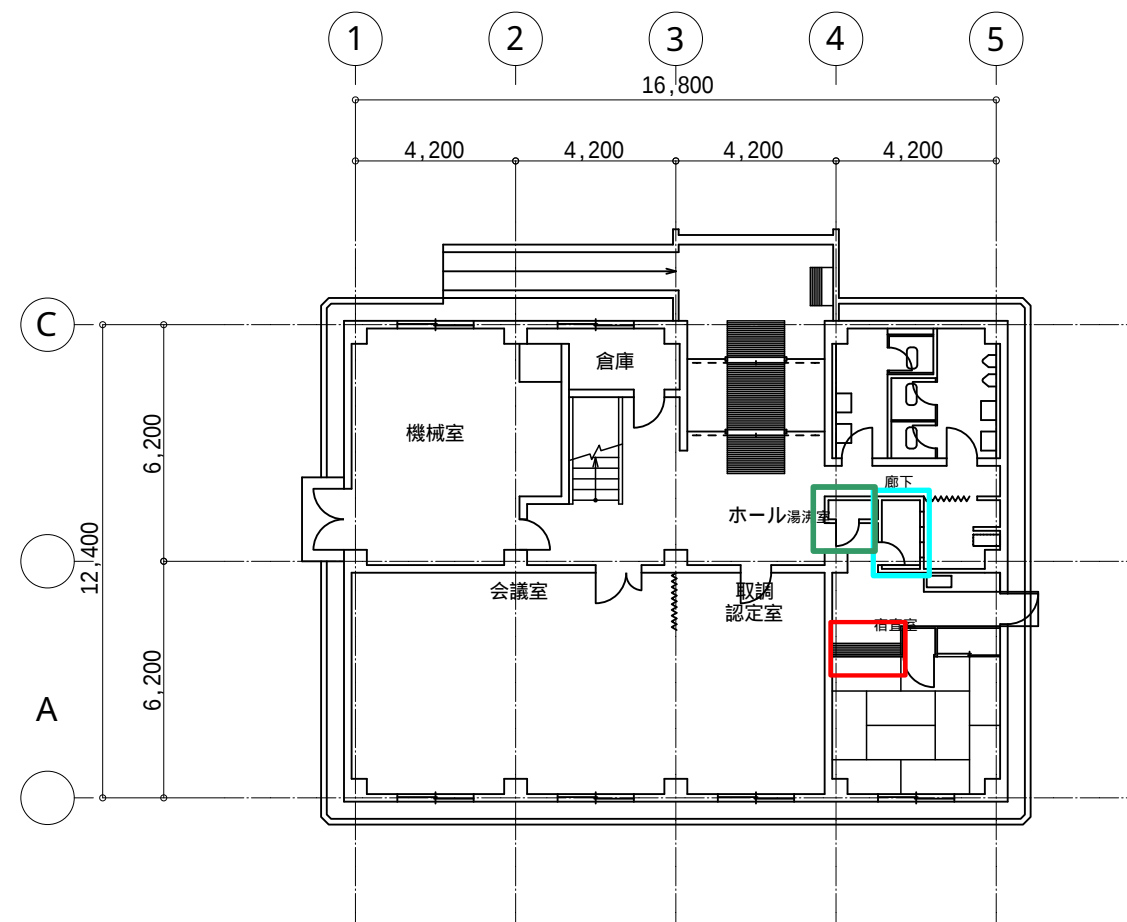
- (1) 完成図書
- (2) 工事写真
- (3) 打合記録簿
- (4) 取扱説明書
- (5) 廃棄物等処分報告書
- (6) 上記(1)から(5)以外で監督職員が指示した書類

11. その他留意事項

- (1) 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」(国土交通省：建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議(平成30年7月2日第1次改訂))を踏まえ、週休2日(4週8休)工事に努めること。
- (2) 一定の音・振動が発生する工事については、監督職員との協議により、閉庁日(土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日))での施工もあり得ること。
- (3) 業務完了後、工事内容において「瑕疵」が発見されたときは、支出負担行為担当官又はその補助者等の請求により受託者は、速やかに自己の負担で補正すること。

12. 工事標準成績評定

受託者は「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)第6条に基づき厚生労働省が定めた「工事標準成績評定要領」により発注者が実施する工事標準成績評定を受けること。



1階平面図 1/200



水色の枠
→シャワー室（腰掛式便器設置、女子トイレへ改修）

赤色の枠
→既存ふすまの撤去
撤去箇所へ木製戸（シリンダー錠付き）の設置

緑色の枠
→キーレックス錠の取付

口座名	弘前労働基準監督署			索引番号		図面番号	25
所 在				図 面 名 称	1 階平面図		縮 尺
						1:200	
建 物 番 号		建 物 名 称	庁 舎	調 整 年 月 日			
建面積		延面積		調 製 者	官 職		
構 造					氏 名		